

議案第 5 2 号

沼田市都市計画税条例の一部を改正する条例について

沼田市都市計画税条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 8 年 8 月 2 5 日提出

沼田市長 星 野 稔

沼田市都市計画税条例の一部を改正する条例

沼田市都市計画税条例（昭和 32 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

附則第 16 項を附則第 17 項とし、附則第 6 項から附則第 15 項までを 1 項ずつ繰り下げ、附則第 5 項の次に次の 1 項を加える。

（法附則第 15 項の 11 第 1 項の条例で定める割合）

6 法附則第 15 条の 11 第 1 項に規定する条例で定める割合は、3 分の 1 とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。